

社会福祉法人かささぎ福祉会 理事長の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かささぎ福祉会(以下「法人」という。)理事長の報酬及び実費弁償額について必要な事項を定める。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第2条 理事長が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払うことができる。

- 2 理事長が理事会以外において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業(以下「事業」という)の運営のための業務にあたった場合は、別表2により月額報酬を支払うことができる。
- 3 理事長の報酬の総額は、年間300,000円を超えないものとする。

(出張旅費)

第3条 理事長が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(報酬等の支払い方法)

- 第4条 理事長が理事会に出席したときの報酬の支払いは、その都度現金にて支払う。
- 2 理事長に対する旅費の支払いは、その都度現金にて支払う。
 - 3 理事長に対する別表2による月額での報酬の支払いは、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、当月21日(当日が土・日曜日または祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込み方法により支払う。

(改正)

第5条 この規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年12月10日から施行する。

この規程は、平成29年6月10日から改正施行する。